

特別弔慰金のご案内

請求期間：令和 5 年 3 月 31 日まで

支給対象者早見表

質問に該当する場合は「はい」、しない場合は「いいえ」の矢印に沿って進んでください。

支給対象の可能性のある方は、西ノ島町役場 健康福祉課（08514-6-0104）にご連絡ください。

スタート

戦没者等の死亡当時のご遺族ですか？

（支給対象者は、戦没者等の死亡当時既に生まれていた方に限ります。ただし、子については、戦没者等の死亡当時に胎児だった場合も含まれます。）

いいえ

対象となりません

はい

令和 2 年 4 月 1 日時点で、順位が一番先のご遺族お一人に支給されます。

- 同順位の方が複数いる場合は、代表して請求する方をお一人決めてください。
- 令和 2 年 4 月 1 日時点で、戦没者等の配偶者（公務扶助料や遺族年金等を受けていない方）がご生存されている場合は、その配偶者が先順位になることがあります。

戦没者等から見た
あなたの続柄

① 子 ですか？

はい

対象の可能性が
あります

いいえ

② 父母
孫
祖父母
兄弟姉妹 ですか？

はい

左記①の対象者がいる

はい

対象となりません

いいえ

次の順位で対象の可能性が
あります

- 1 父母
- 2 孫
- 3 祖父母
- 4 兄弟姉妹

戦没者等の死亡当時の生計関係、改氏婚、養子縁組の有無等により、順番が入れ替わります。

いいえ

③ 上記以外の
三親等内親族
（甥、姪等） ですか？

はい

左記①または②の対象者がいる

はい

対象となりません

いいえ

戦没者等と一年以上
生計関係を有していた

はい

対象の可能性が
あります

いいえ

対象となりません

※この早見表は一般的な場合を想定しています。例えば戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給者ご本人は、この早見表によらない場合もありますので、**西ノ島町役場 健康福祉課（08514-6-0104）にご連絡ください。**

戦没者等のご遺族の皆様へ

第11回

戦没者等のご遺族に対する

支給対象者

令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「援護法による遺族年金」等を受け方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

1. 令和2年4月までに、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者の子
3. 戦没者等の…

- ①父母
- ②孫
- ③祖父母
- ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥・姪等）

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間

令和5年3月31日まで

※令和5年4月1日以降は第11回特別弔慰金の請求ができなくなります。

請求窓口

西ノ島町役場 健康福祉課

電話：08514-6-0104



西ノ島町の広報誌に広告を掲載してみませんか？

- お店の紹介
- イベント広告
- メンバー募集
- ひと月だけでもOK

興味のある方は西ノ島町役場
企画財政課 6-0105 まで
お問い合わせください。

※掲載スペースには限りがありますので、
申込多数の場合は先着順とさせていただきます。

子どもの給食を作りましょう！

- 職 種：学校給食調理員
(西ノ島町学校給食センター)
- 年 齢：不問
- 勤務時間：
 - ① 8:15～12:15 (週3～5日)
 - ② 8:15～16:15 (週5日)
 ※時間・日数は相談に応じます。
- 時 給：900～950円
- ☆履歴書(写真貼付)を
下記まで送付してください。

シダックス大新東ヒューマンサービス(株)
松江営業所
〒690-0824 松江市菅田町 180
アイウオーク菅田ビル 3F
TEL：0852-27-4571 (担当：錦織)

ハロウィンジャンボ

当せんの特典が
広がる

1 ハロウィンジャンボ **1千万円**
1等1,000万円

2つのジャンボで
ラッキーハロウィン!

インターネット
購入はこちら!

宝くじ公式サイト

9月23日(水) 同時発売 各1枚300円
発売期間: 9月23日(水)～10月20日(火)
この宝くじの収益金はまちづくりのために使われます
宝くじ公式サイトからも購入できます
(公財)島根県市町村振興協会